

当地に在留・滞在している邦人の皆様へ
在イスラエル日本国大使館
2020年5月5日

イスラエル当局による新型コロナウイルスへの対応等に関する情報提供 5/5

イスラエル当局による新型コロナウイルスへの対応等に関する情報提供 5/5

● 5月4日、イスラエル首相府及び保健省はこれまでの行動制限を含む感染防止措置の緩和を発表しました。同緩和措置のうち、邦人の皆様の生活に大きく影響する主な内容を以下のとおりお知らせします。

● また、5月5日、イスラエル保健省から今後の個人的な活動を緩和する措置及び緩和の見通しについても発表されました。5日現在の緩和措置の主な内容についてお知らせします。なお、5日付発表の内容では、今後の緩和措置（予定）の見通しについても掲載されておりますが、今後の感染状況の推移次第で変更される可能性も考えられますのでご注意ください。

● 今後の感染状況の推移により、措置の変更が行われることが考えられます。現在実施されている措置の詳細の確認とともに、イスラエル当局等からの最新情報の入手に努めてください。

（緩和措置の主な内容：イスラエル首相府及び保健省発表）

1 これまでの行動制限を含む感染防止措置の緩和

・ 5月4日から、次の活動及び営業再開が許可される。有効期間は、2020年5月18日までとする。

図書館、あらゆる種類の身体へ施術（非医療）、代替医療、ホテル及びゲストハウス、自然保護区、遺跡、国立公園、動物園及びサファリ、競技スポーツ用のプール及び治療目的のプール

・ ショッピングモール、市場、スポーツジムの再開日を5月7日とする。

・ モール運営者は、モールへの入場制限を敷き、常時モール内が20平米あたり1人を超えないようにする。滞在が許可される人数に関する案内を設置する。レジ待機の列を含め、モール内で人々の間に2mの距離が保たれることを確保する。レジ待機のために指定された場所にも間隔保持の案内を設置する。モール運営者は、エレベーターの利用人数が2人を超えないよう可能な限り配慮する。表面消毒を含め、衛生規則を遵守する。モール内では、手軽な場所に手指の消毒剤が配置されるものとし、着席形式の食堂は認められない。

・ 地方自治体の長による承認後、次の条件に従って小売市場の開店が許可される。

常時公共に開かれた空間にいる人々が20平米あたり1人を超えないようにする。

地方自治体は市場に滞在する人数を制限するメカニズムを確立して実施し、敷地内に許可される人数を示した案内を配置する。

地方自治体は、可能な限り混雑を避けるため、市場内の人同士が少なくとも2mの距離を保つよう留意する。

列となる場所を表示し、間隔保持の案内を設置する。

衛生基準及び表面消毒を順守する。

市場内には、手指の消毒剤を設置する。

地方自治体は、市場利用者が食事するための座席設置を許可せず、マスク未着用者の立入りを許可しない。

・ 図書館の運営者は、飛沫防止のためカウンターに仕切りを設置し、図書館に返却された本を3日間隔離する等の追加の条件を遵守する。

・ ビーチへ行くことは禁止されているが、マリンスポーツのためビーチを移動することは許可される。

- ・ 公共の場や職場について、5階を超える建物では、エレベータの最大許容人数の半数の利用が許容される。
- ・ 住民の大半がイスラム教徒であるコミュニティにおける制限については、5月10日まで延長し、19時30分から3時までは商店等の開業は禁止される。

2 今後の個人的な活動を緩和する措置

- ・ 5月5日より、次の個人的な活動が許可される。
ショッピングモール、市場への来場、屋外での20人までの活動、自宅から100メートルの行動制限の解除等。

(緩和措置掲載 URL)

保健省発表

<https://t.me/MOHreport/4439>

<https://www.israel.emb-japan.go.jp/files/100051993.pdf>

首相府プレスリリース

https://www.gov.il/en/departments/news/spoke_regulations040520

【参考情報】

(イスラエル保健省)

英語

<https://govextra.gov.il/ministry-of-health/corona/corona-virus-en/>

ヘブライ語

<https://govextra.gov.il/ministry-of-health/corona/corona-virus/>

<https://t.me/s/MOHreport>

(新型コロナウイルスに関する当館から発出したこれまでの情報提供)

https://www.israel.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona_jouhou.html

問い合わせ先

在イスラエル日本国大使館

Tel: +972-(0)3-6957292

Fax: +972-(0)3-6960340

Eメール: ryouji@tl.mofa.go.jp

大使館HP: https://www.israel.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在留届電子登録・変更(3か月以上の滞在):

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

たびレジ登録・変更(3か月未満の渡航):

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>